

## 特集

※第1部は、原則として、平成24年度までの動き及び統計資料に基づく記述であるが、 一部分については平成25年6月頃までの動き及び統計資料に基づく記述である。

# 特集

## 教育再生の実行に向けて

## 第 1 近年の教育改革の道のり

## ■ 教育改革の背景

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。我が国の教育は、一人一人の国民の地道な努力により、機会均等の理念を実現し、国民の教育水準を高め、その時々の時代の要請に対応しつつ、社会の発展に大きく寄与してきました。その結果、戦後の豊かな経済社会や、安心な生活の実現など、大きな成果を収めてきました。

一方, グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって, 産業空洞化や生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱える我が国は, 極めて危機的な状況にあり, 東日本大震災の発生は, この状況を一層顕在化・加速化させています。これらの動きは, これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方, 人の生き方に大きな問いを投げ掛けていると言えます。

教育現場に目を向けると、学校におけるいじめや体罰の問題など、子供の安全に関わる悲惨な事件が起きています。また、子供たちの学ぶ意欲の低下なども懸念されるとともに、社会全体の規範意識の低下、家族や地域についての価値観の変化などが子供の健やかな成長に影響を与えています。このように、我が国の教育に対する信頼は揺らぎ、幾つもの大きな課題に直面しています。

このような状況も踏まえ、平成25年4月25日、中央教育審議会(以下、本節において中教審という)において「第2期教育振興基本計画について(答申)」が取りまとめられ、同年6月14日には第2期の「教育振興基本計画」が閣議決定されました。本節では教育振興基本計画の策定につながるこれまでの教育改革を概観します。

#### 図表 1-1-1 第 2 期教育振興基本計画策定までの教育改革の道のり

○昭和21年 8月 教育刷新委員会発足(昭和24年,教育刷新審議会に改称)

〇昭和22年 3月 教育基本法,学校教育法 公布

○昭和27年 6月 中央教育審議会の発足

○昭和46年 6月 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について

(答申)」(四六答申)

○昭和59年 8月 臨時教育審議会(~昭和62年8月)

○平成12年12月 教育改革国民会議報告

○平成15年 3月 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」

○平成18年10月 教育再生会議(~20年2月)

○平成18年12月 改正教育基本法公布・施行

○平成19年 6月 教育三法改正

○平成20年 2月 教育再生懇談会(~21年11月)

○平成20年 7月 第1期教育振興基本計画 閣議決定

○平成25年 1月~ 教育再生実行会議

○平成25年 6月 第2期教育振興基本計画 閣議決定

## 2 「第三の教育改革」の始まり(四六答申)

昭和22年の教育基本法・学校教育法の制定に始まった戦後の学校教育制度は、我が国の教育改革について検討する合議制機関として内閣に設置された教育刷新委員会(昭和24年に教育刷新審議会と改称)の建議、さらに昭和28年以降は中央教育審議会の答申を踏まえて、逐次整備・充実が図られてきました。しかし、昭和30年代後半以降、技術革新や高度経済成長、これらに伴う地域や家庭環境の変化、さらに高等学校・大学進学率の上昇を受けとめる学校教育の量的拡大などを背景に、制度的にも内容的にも多くの問題を抱えるに至りました。このため、新学制発足後20年を経た昭和42

年、中央教育審議会に対して「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策につい て | 諮問が行われました。これは、明治期の「第一の教育改革 | 戦後の「第二の教育改革 | に次ぐ 「第三の教育改革 | を目指すものでした。

諮問を受けた中央教育審議会では、2期4年にわたる長期間をかけて、広範かつ包括的な調査審議 を行い、昭和46年にいわゆる「四六答申」を取りまとめました。文部省では、事務次官をトップと する「教育改革実施本部」を設置して、答申の提言の実施に当たりました。その結果、

- ・人材確保法による教員給与の計画的改善など優れた教員確保の条件整備
- ・私立学校に対する経常費助成を行うと同時に、安易な学生の増加抑制や高等教育機関の計画的整 備を行うなど、高等教育の量から質への転換
- ・共通第一次学力試験の導入や,学部に基礎を置かない新しい形態の大学院設置など大学制度の多 様化

といった学校教育の量的拡充や条件整備、教育課程の改善などは、比較的順調に進められましたが、学 校体系の見直し、大学等の種別化など、学校制度の基本構造に踏み込んだ改革は実現しませんでした。

その後も都市化や核家族化など子供たちを取り巻く教育環境は厳しさを増し、非行や校内暴力、い じめや登校拒否など「教育荒廃」と言われる状況に対して、学校教育が画一的・硬直的で十分対応で きていないとの批判や、いわゆる学歴社会の弊害が指摘されるにいたりました。

一方、戦後新しく再出発した社会教育は、学校教育にやや遅れて昭和24年以降、法整備や財政支 援が行われ、特に、公民館が急速に全国に普及し、地域に根差した日本独自の学校外における学習環 境が整備されていきました。さらに、1960年代半ばから70年代にかけて、ユネスコやOECDにおい て生涯教育やリカレント教育など、生涯にわたる学習の必要性が提言され、中央教育審議会において もこれらを踏まえた「生涯学習」の重要性が提言されるようになりました。

## 3 臨時教育審議会

こうした中、政府全体の責任において教育改革に取り組むため、昭和59年に内閣総理大臣の諮問 機関として、臨時教育審議会(以下、臨教審)が発足することとなりました。戦後に教育問題につい て内閣直属の調査審議機関が設けられたのは,「第二の教育改革」の教育刷新委員会に次いで2度目 のことでした。

臨教審では、教育の機会均等の基本理念の下に実施された戦後の教育改革について、教育を重視す る国民性や所得水準の向上などともあいまって著しく教育が普及し、我が国社会の発展の原動力と なったとして、その成果を高く評価しました。その一方で、戦後教育改革も大局的に見ると明治以降 の追い付き型教育の延長線上にあり、画一的・硬直的・閉鎖的で各人の個性を伸ばしていくという面 に欠けており、その弊害としていじめ、登校拒否、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃の現象が現 れてきたことなど、様々な問題点や限界を指摘しました。

このような状況を踏まえ.臨教審は4次にわたる答申において.教育改革を進める視点として.次 の3点を示しています。

#### ①個性重視の原則

画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、自由・規律、自己責任の原則、すなわち「個 性重視の原則」を確立することが重要であること。

#### ②生涯学習体系への移行

学校中心や学歴中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編 成を図っていかなければならないこと。

## ③変化への対応

教育が直面している最も重要な課題は国際化・情報化への対応であること。

臨教審以降の教育改革の多くは、この三つの基本的考え方を踏まえ、中教審をはじめ関係審議会等における具体化方策の検討を経て展開されました。例えば、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、個性を生かす教育の充実などを狙いとした学習指導要領の改訂が、教育課程審議会の答申を受け平成元年に実施されるなど、教育内容・方法の改善が進められました。また、生徒の個性に応じた多様な教育を進めるため、単位制高校や総合学科など新しいタイプの高等学校も創設されました。情報化に対応した教育用コンピュータの整備に向けた国庫補助もこの頃から始まっています。さらに、臨教審で提起された共通第一次学力試験に代わる新たな「共通テスト」が、後に大学入試センター試験として実現するなど、様々な政策が進められています。

## 4 臨教審後の中央教育審議会等における21世紀の教育の展望

平成の時代に入り、日本社会は大きな変貌を遂げました。臨教審の4次にわたる答申後、東西の冷戦構造が崩壊し、経済・社会のグローバル化が進む一方、学校においては「学級崩壊」現象が顕在化し、また、青少年犯罪や幼児虐待等が社会問題になりました。21世紀到来を目の前に控え、これからの社会の展望を踏まえつつ、中教審において、今後における教育の在り方について、検討が開始されました。

平成7年の諮問以来,2年間審議を重ね,2次にわたり取りまとめられた「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(答申)」においては、子供たちに「生きる力」を育むことを基本とし、自己実現や心の豊かさを実現するためにも、一人一人の能力・個性に応じた教育を重視していくことが必要であるとし、様々な提言を行いました。また、平成10年には大学審議会より「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」が答申され、21世紀という競争的環境の中で個性が輝く大学創りに向けた方策を提言しました。

## 5 教育改革国民会議

時をほぼ同じくして、臨教審答申後の社会の変化に対応するため、教育の基本に遡った幅広い国民的議論が必要との観点から、平成12年3月、内閣総理大臣の下に教育改革国民会議が発足、同年12月に最終報告が取りまとめられました。この報告の中では、教育を変える17の提案として「教育の原点は家庭であることを自覚する」、「一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する」、「職業観、勤労観を育む教育を推進する」、「学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる」、「新しいタイプの学校("コミュニティ・スクール等")の設置を促進する」などの具体的な提案とと



江崎玲於奈教育改革国民会議座長から森喜朗総理大臣 (当時)に提言手交 出典:首相官邸ホームページ

もに、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの必要性が提言されました。

新たな教育基本法に求められる観点としては、以下の三つの観点が示されました。

- ①時代の変化を考慮し、新しい時代を生きる日本人の育成が必要であること。
- ②伝統、文化など時代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと。
- ③これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでな く、具体的方策を規定すること。この観点からは、他の基本法と同様、教育振興基本計画策定に 係る規定を盛り込むべきであること。

こうした教育改革国民会議の提言を受けて、教育基本法の改正に向けた中教審での検討が進められることになりました。

## 6 教育基本法の改正

平成13年11月, 文部科学大臣から中教審に対して, 新し い時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方 について諮問がなされました。約1年4か月にわたる審議を 経て、中教審は平成15年3月、「新しい時代にふさわしい教 育基本法と教育振興基本計画の在り方について (答申)」を 答申しました。その中で、21世紀を切り拓く心豊かでたく ましい日本人の育成を目指し、改めて教育の理念や原則を明 確にするため、教育基本法を改正することが必要であるとの <sup>教育基本法成立 (伊吹文明文部科学大臣 (当時))</sup> 提言が行われました。



その後の3年近くにわたる与党協議会での検討、国会における合計190時間近い審議等を経て、平 成18年12月、新しい教育基本法が成立しました。

改正教育基本法は、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念は継承しつつ、公共の精神な ど、日本人が持っていた規範意識を大切にすることや、それらを醸成してきた伝統と文化を尊重する ことなど、今日極めて重要と考えられる理念を明確にしたものです。

第1条では、「教育の目的」として、人格の完成を目指すことや、国家及び社会の形成者として心 身共に健康な国民の育成を期することを規定しています。そして、この教育の目的を実現するために 重要と考えられる事柄を、第2条に「教育の目標」として規定しています。また、教育の理念とし て.「教育の機会均等」に加え.「生涯学習の理念」を新たに規定しています。また. 教育に関する重 要な事項として、生涯学習の理念(第3条)、大学(第7条)、私立学校(第8条)、家庭教育(第10 条), 幼児期の教育(第11条), 学校・家庭・地域の連携協力(第13条)などの条文が, この改正に より新たに規定されました。

さらに、改正教育基本法第17条第1項において、政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るため、基本的な計画(教育振興基本計画)を策定することが新たに規定されていま す。また、同条第2項では、地方公共団体も本計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を策定するよ う努めることが規定されました。

これを受けて、平成19年2月に、中教審に教育振興基本計画特別部会が設置され、平成20年4月 の答申を受けて、同年7月1日、初めての教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画の具体的な内容については、第2期教育振興基本計画の検討経緯や内容と併せて、第2節に 記述します。

## 7 教育再生会議

平成18年10月、21世紀にふさわしい教育体制を構築し、 教育の再生を図っていくことを目的として、「教育再生会議」 が設置され、社会総がかりで教育再生を図るための方策につ いての検討が行われました。

教育再生会議は、約1年4か月の間に3次にわたる報告 と、政策の実効性担保を図るための最終報告を取りまとめま した。まず、平成19年1月に、いじめ問題をはじめ、義務 教育を中心に初等中等教育の当面の課題に焦点を絞り、第一



第1回教育再生会議の様子(平成18年10月18日) 出典:首相官邸ホームページ

次報告を取りまとめました。同報告を参考に、中教審における具体的な制度設計に関する審議を経 て、平成19年の通常国会で、「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職 員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法の改正が行われました。このほか、いじめ問題に対応し、児童生徒に対する毅然とした指導・懲戒に関する通知などが行われました。

また、「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」(平成17年中央教育審議会)でも必要性が示されていた全国的な学力調査が、平成19年度より約40年ぶりに実施されています。

第二次報告では、学力の向上、徳育の充実、大学・大学院の改革、教育財政の在り方に重点を置いて提言されており、第三次報告では、小中一貫教育の推進など「6-3-3-4制」の弾力化や英語教育の改革、現場の自主性を活かしたシステム、子供、若者、家庭への総合的な支援などが提言されています。これらも踏まえ、文部科学省において、中教審の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」を経て、平成20年、21年に小中高等学校等の学習指導要領が改訂されています。また、大学の秋入学の促進のため、4月入学原則を撤廃する学校教育法施行規則の改正も行われました。

平成20年2月には、教育再生会議の理念を引き継いだ教育再生懇談会が内閣に設置され、1年9か月をかけて4次にわたる報告書をとりまとめ、教育再生会議の提言のフォローアップや教育の在り方についての検討を行い、人生前半の社会保障の一層の充実などの取組について提言を行いました。今般内閣に設置された教育再生実行会議においては、以上の教育再生会議等における議論や実績を踏まえつつ、内閣を挙げて教育再生の実行を強力に進めていくこととしています。教育再生実行会議については、第3節において詳しく記述します。

教育改革は一朝一夕で成るものではなく、全ての国民が連携・協働しつつ、社会総がかりで進めていくことが不可欠です。社会は絶えず変化し、その時代に求められる教育政策も見直しが求められてきました。今後とも、「すべての意志ある者がその能力に応じた教育機会を得られ、持てる能力を最大限伸長し、自己実現を図り、教育を通じて幸福な人生を送れるように」という一貫した思いの下で、引き続き、スピード感を持って教育改革に取り組んでいきます。

## 第 2 節 第 2 期教育振興基本計画

## ■ 教育振興基本計画について

### (1)教育振興基本計画とは

前節において示した経緯により、平成20年7月、教育基本法第17条第1項に基づき、我が国初め ての教育振興基本計画が策定されました (第1期計画)。教育振興基本計画は、教育の振興に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ず べき施策、その他必要な事項について、政府が定める基本的な計画です。教育基本法に示された教育 の理念の実現に向け、第1期計画では、10年間を通じて目指すべき姿を明らかにするとともに、5年 間(20から24年度)に取り組むべき施策の四つの基本的方向を整理しており、この基本的方向に沿っ て諸般の取組を総合的・計画的に実施してきました。

〈10年間を通じて目指すべき教育の姿〉

- 1. 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- 2. 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
- 〈5年間で取り組むべき施策の四つの基本的方向〉
  - ・基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む
  - ・基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育 てる
  - ・基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
  - ・基本的方向4:子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

## (2) 第1期計画期間の進捗状況について

ここでは第1期計画に掲げられた四つの基本的方向に基づき. 計画の進捗状況を概観します。

#### 第 1 期教育振興基本計画の進捗状況(基本的方向 1)

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

○学校支援地域本部等の取組により地域ぐるみの教育支援は、年々増加しているが、全国的に教育を支える環境・機運が醸成され たとは言えないため、引き続き取組の推進が必要。

> ●学校支援地域本部, 放課後子ども教室, コミュニティ・スクールいずれも 実施数は着実に増加しているものの、全国的に普及するには至っていない。

(学校支援地域本部の設置数) (放課後子ども教室の実施数) H20:2,176本部 → H24:3,036本部 H20:7,736教室 →

H24:10,098教室

(コミュニティ・スクールの指定校数) H20:341校

H24:1,183校(122市区町村,全公立小中学校の3.6%が指定)

●総合型地域スポーツクラブの設置率は全市区町村における 設置には至っていないものの、着実に増加している。



●成人のスポーツ実施率(週1回以上)は緩やかであるが、 ト昇傾向にある。



科学省推計

#### 第 1 期教育振興基本計画の進捗状況(基本的方向 2)

#### 基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

#### 【確かな学力を確立する】

全国学力・学習状況調査等を活用した検証改善サイクルの確立などの各種政策により、国際調査等において我が国の学力は改善 傾向にあり、国際的に上位にある。PISA2009においては、前回調査に比べ低学力層が減少し、高学力層が増加。 ただし低学力層はトップレベルの国々と比較して多く、学ぶ意欲や学習習慣は国際的に低い。

#### 【規範意識を養い、豊かな心と健やかな身体を育成する】

- ・改正教育基本法や新学習指導要領を踏まえ,道徳教育や体験活動の一層の充実が必要。
- ・子供の体力は昭和60年頃と比較して低水準にあり、また、運動する子供としない子供の二極化傾向が見られるものの、おおむね 体力の低下傾向に歯止め。
- ○さらに、東日本大震災やグローバル化の進展等を背景に、困難な状況においても状況を的確に判断し、行動する力、コミュニケー ション力,チャレンジ精神,創造性などの重要性が指摘されており,推進方策の検討が必要。

#### 【確かな学力を確立する】

#### ●PISA調査では、低学力層の底上げなど改善傾向。



- ●一方, 学ぶ意欲, 学習習慣等は国際的に見て相対的 に低い。
- ◆学校外での時間の過ごし方のうち宿題をする時間
- ・小学校4年生 1.1時間(国際平均1.4時間)・中学校2年生 1.0時間(国際平均1.6時間)

「TIMSS2007 | より作成

- ◆算数又は数学の勉強が楽しいと「強くそう思う」 又は「そう思う」と回答した児童生徒の割合
- ・小学校4年生 73%(国際平均84%)
- ·中学校2年生 48% (国際平均71%)

「TIMSS2011」より作成

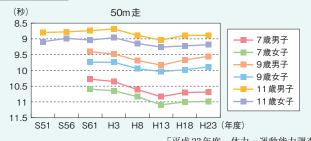
#### 【規範意識を養い,豊かな心と健やかな身体を作る】

●学校のきまり(規則)を守ると答える児童生徒の割合は増加傾向。



(出典)「全国学力・学習状況調査」 (小学校児童及び中学校生徒質問紙) により作成

●子供の体力は昭和60年頃と比較すると依然として低いものの、おおむね低 下傾向に歯止め。



「平成23年度 体力・運動能力調査 |

#### 第 1 期教育振興基本計画の進捗状況(基本的方向 3)

#### 基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し,社会の発展を支える

- ○国公私を通じた大学教育改革の支援等により,各大学等においてカリキュラム改革や組織運営の改善など,主体的な取組や国際 的な教育研究拠点の構築が一定程度進捗したが、国民や社会からの期待に十分応えられているとは言い難い。
- ○「グローバル30」等の方策により、各大学の国際化の取組が加速し、日本への留学生は増加したが、近年は伸び悩み。また、海 外大学に留学する日本人は減少傾向にあるなど、更なる展開が課題。
- ○上記を踏まえ、グローバルに活躍できる人材や新たな価値を創造する人材の養成などに向けて、大学教育の質的転換、国立大学 改革、大学入学者選抜をはじめとする高大接続の改善、大学の国際化の推進等に向けた取組を一層進めることが必要。
- ●各大学等において厳格な成績評価など一定の取組が進捗。 ただし、学生の学習時間の少なさが指摘。
- ・全授業科目のシラバス作成 H21年96%の大学が実施
- ・GPAにより成績判定の実施(学生の客観的な成績評価を 行うための手法の一つ) H12年10%→H21年49%
- ・FDの実施(教育内容等改善のための研修)
  - <u>H15年29%→H21年99%</u>
- ・学生による授業評価の実施 H5年7%→H21年80% ・認証評価の実施
  - H22年度までに全大学が実施

(文部科学省調べ)

#### しかし.

・授業に関連する学習時間が1週間当たり21時間以上の 日本4.3%, 米国19.3%

(東京大学経営政策研究センター「全国大学生調査」)

- ●国際化の取組が加速し、日本への留学生は増加したが、近 年は伸び悩み。若者の内向き志向が指摘され、海外大学に 留学する日本人が減少傾向にあるなど, 更なる展開が課題。
  - ・日本への留学生数 H19:118,498人→H22:141,774人 →H23:138,075人
  - ・海外大学等に在籍する日本人学生

H19:75,156人→H21:59,923人 (文部科学省調べ)

●民間の国際ランキングによると、我が 国の大学の評価は必ずしも高くない。

#### 【2012年のランキング】

- カリフォルニア工科大学
- スタンフォード大学
- オックスフォード大学 ハーバード大学
- 5 マサチューセッツ工科大学
- プリンストン大学 6 ケンブリッジ大学
- インペリアル・カレッジ・ロンドン
- カリフォルニア大学バークレー校
- 10 シカゴ大学

「Times Higher Education」より

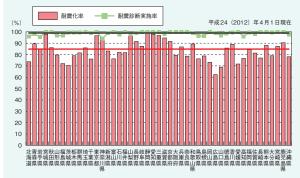
- 27 東京大学 29 シンガポール国立大学 35 香港大学
- 46 北京大学
- 50 浦項工科大学 52 清華大学
- 54 京都大学
- ソウル国立大学 59
- 65 香港科学技術大学 68 韓国科学技術院
- 86 南洋工科大学
- 124 香港中文大学
- 128 東京工業大学
- 134 国立台湾大学
- 137 東北大学
- 147 大阪大学
- 183 延世大学

#### 第1期教育振興基本計画の進捗状況(基本的方向4)

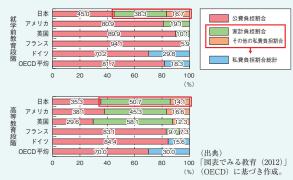
## 基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

### ポイント

- ○公立学校施設の耐震化は、地方公共団体の要望に全て応えるだけの予算を確保していることなどから、年々進捗している。ただ し、地方公共団体によって取組状況にばらつきが見られるほか、老朽化対策など教育環境の質的改善に向け、一層の取組が必要。
- ○家庭の経済状況等が進路や学歴に影響を及ぼすなど格差の固定化も指摘されている中、公立高校授業料無償制・高等学校等就学 支援金制度,奨学金の充実等の取組を図っているが,きめ細かで質の高い教育環境とともに,更なる教育費負担の軽減等の支援 が必要。
- ●耐震化率は増加しているが、取組状況にはばらつき。
- ◆公立小中学校施設の耐震化率(全国平均) H20 62.3% → H24 84.8%



●就学前教育、高等教育段階において、私費負担の割合は現在も高い。 ■教育費の公私費負担割合の国際比較



●また 義務教育段階でも 就学援助を受ける児童生徒が増加。

以上のような状況を踏まえれば、第1期計画において掲げる「10年間を通じて目指すべき教育の 姿 | の達成はいまだ途上であると言え、また、教育格差の問題、コミュニティとの協働やICTの活 用の重要性、イノベーション創出の必要性など新たな課題も浮かび上がっています。

これまでの教育改革の多くは、前節にも記載したように、欧米への「追い付き追い越せ」を目標と した社会の終焉や経済社会の成熟化など21世紀の社会を見据えて進められてきました。特に第1期 計画は,主要先進国の多くが,成果目標などを盛り込んだ中長期計画を策定するなど,戦略的に教育 政策を進めている状況にあって、初めて策定した総合的な計画でした。このような様々な改革努力に より教育諸条件は向上しましたが、繰り返し指摘されてきた諸課題は依然として未解決のものも多 く、より複雑化・顕在化しています。また、急速な社会変化により近年新たに生じた課題について も、必ずしも全てに十分に対応できているとは言えません。

## 2 第 2 期教育振興基本計画の策定

第2期計画の策定に当たっては、前述のような第1期計画 期間の施策の実施状況や社会情勢の変化、さらには東日本大 震災の影響や教訓を十分に検証・評価し、これらを踏まえて 新たな教育振興のための基本的な方針及び諸方策を明らかに することが求められました。

平成23年6月に、文部科学大臣より中央教育審議会に対 して、第2期計画の策定について諮問が行われてから、同教 三村中央教育審議会会長から下村文部科学大臣への 育振興基本計画部会において約2年にわたり、23回の審議



答申の手交

が重ねられ、平成25年4月25日に「第2期教育振興基本計画について(答申)」が取りまとめられま した。

その後、政府内での調整を経て、平成25年6月14日に第2期の「教育振興基本計画」が閣議決定 されました。ここでは、その内容について触れていきます。

第2期計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画です。前文では本計画のコンセプ トとして、「今まさに我が国に求められているもの、それは、自立・協働・創造に向けた一人一人の 主体的な学びである」と示しており、その上で、「教育成果の保証に向け、明確な成果目標と、それ を実現するための具体的かつ体系的な方策を明記すること」としています。

第2期計画は、大きく3部構成をとっており、第1部では総論として、我が国における今後の教育 の全体像を、第2部は各論として、今後5年間に実施すべき教育上の方策を、そして第3部では施策 の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項をそれぞれ記載しています。

#### 我が国における今後の教育の全体像 (1)第1部(総論)

#### ①我が国の教育の課題

第2期計画では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって、産業空洞 化や生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあると強調して います。また、東日本大震災の発生は、この危機的状況を一層顕在化・加速化させており、これまで の物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げ掛けていると指摘 しています。一方で、日本には世界から評価される「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高 さなど様々な「強み」があり、これらを踏まえて、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に 適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているとしています。

その上で、第1期計画の評価を行っていますが、総じて言えば、教育の現状と課題としては、第1 期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上段階にあると総括してお

- り、以下の点が指摘されています。
- ○個々人の多様な強みを引き出すという視点の不足

高度経済成長期における我が国社会では、価値観や人材の同質性・共通性に基軸が置かれてきた が、それらが重視されてきた結果、個々人の多様な強みを引き出すという視点が不足していたこと

○学校段階間や学校・社会間の接続の不足

生涯学習社会の理念の共有が道半ばであり、教育に対する社会全体の連携の強化や各学校段階間 や学校・社会生活間において円滑に接続ができていないこと、ともすれば縦割り的な視点に陥って いたこと

#### ○十分なPDCAサイクルの不足

「どのような成果を目指すのか」「どのような力の修得を目指すのか」といった明確な目標が設定 され、その取組の成果について、データに基づく客観的な検証を行い、そこで明らかになった課題 等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCAサイクルが、教育行政、学校、学習者等 の各レベルにおいて、必ずしも十分に機能していなかったこと

#### ②東日本大震災からの教訓

第2期計画の答申に向けた中央教育審議会の議論では、第1期計画の評価だけではなく、東日本大 震災の教訓を我が国全体のものとして捉え、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未 来に向かって前進していくための方策を検討する必要があるとの観点から、被災地の教育委員会や大 学からヒアリングによる審議が行われました。

東日本大震災は、地震や津波のみならず、原子力発電所の事故も伴う複合的かつ甚大なものでした が、被災地では子供たちの主体的にボランティアに取り組む姿や、厳しい学習環境の中で懸命に自学 自習に打ち込む姿、地域住民やボランティア等の献身的かつ積極的な行動など、希望や「人の絆」の 存在を感じさせる場面も多くありました。

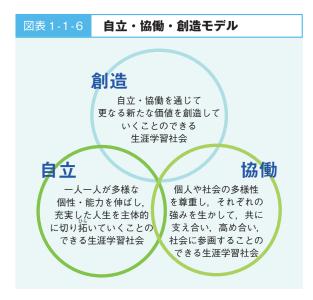
このことを踏まえ、第2期計画では、大震災の体験から見出した我が国が直面する危機を打破する ための手掛かり(教訓)として、例えば、以下のものを挙げています。

- ・困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力の重要性
- ・新たな社会的・経済的価値を生み出すイノベーションの創造など、未来志向の復興・社会づくりを 目指していくこと、そのための人材育成の重要性
- ・居住地域や経済的理由など子ども・若者が置かれている環境に関わらず、全ての子ども・若者が耐 震化等の施された安全な学校施設で安心して必要な力を身に付けていける環境整備の重要性
- ・人々や地域間、各国間に存在するつながり(絆)や、人と自然の共生の重要性

#### ③今後の社会の方向性

このような我が国が直面する危機、第1期計画 の評価、さらには東日本大震災から得られた教訓 を踏まえれば、今後の社会の方向性としては、個 人の「自立」、様々な人との「協働」、新たな価値 の「創造」の三つをキーワードとし、その実現に 向けた生涯学習社会の構築が必要であるとしてい ます。

- ・自立:一人一人が、多様な個性・能力を伸ば し、充実した人生を主体的に切り拓いていく ことのできる生涯学習社会
- ・協働:個人や社会の多様性を尊重し、それぞ



れの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

・創造:これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会 そして、これにより、次のように、先に述べた危機が回避されるシナリオを描くことができるとして います。

- ・人々の潜在力が社会の様々な分野で最大限に生かされるよう、社会の構成員全てが、多様な個性と能力を高め、十分に発揮できる「生涯現役・全員参加型」社会を構築し、今後の社会の担い手が増加するとともに、社会格差が改善。
- ・高度の職業能力を持つ人材, グローバルに活躍する人材, イノベーションを実現する人材の養成・確保を図り, 成長分野の産業活性化, 新産業の創出などが実現。
- ・一人一人、さらには社会全体の絆づくりを図り、社会関係資本が形成。

#### ④教育行政の四つの基本的方向性

第2期計画期間においては、第1期計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」を達成すると同時に、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育の再生に向けた各般の施策を推進していくこととしています。

以上を踏まえ、第2期計画にあっては、各学習機会を通じた以下の四つの横断的視点で教育の在り 方を捉え、これを基本的方向性として必要な方策を整理しています。

#### 1. 社会を生き抜く力の養成

社会が激しく変化する中で、「教育成果の保証」に向けた条件整備を図ることにより、自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにすること。

### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材, グローバル社会において各分野を牽引できるような人材, すなわち「未来への飛躍を実現する人材」を養成すること。

#### 3. 学びのセーフティネットの構築

厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基 礎的な条件として、教育負担の軽減や学校施設の耐震化など、安全・安心で充実した教育機会に アクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」 を構築すること。

#### 4. 業づくりと活力あるコミュニティの形成

以上の取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、社会全体の協 働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要です。このた め、社会のつながりの希薄化などが指摘される中にあって、学校教育内外の多様な環境から学 び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す「絆づくりと活力ある コミュニティ」の形成を図ること。

#### ⑤教育投資の在り方

これらの方向性を実現するための裏付けとなる教育投資の在り方については、教育の効果は広く 社会全体に還元されるものであり、教育への投資は学習者本人のみならず社会全体で確保する必要 があるとしており、具体的には、現下の様々な教育課題を踏まえ、

- ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
- ・家計における教育費負担の軽減
- ・安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- の3点を中心に充実を図ることとしています。

また、教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が